

【京丹波町】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	6 3 7 人	6 1 8 人	5 9 5 人	5 8 0 人	5 5 9 人
② 予備機を含む 整備上限台数	0 台	0 台	6 8 4 台	0 台	0 台
③ 整備台数 (予備機除く)	0 台	0 台	5 9 5 台	0 台	0 台
④ ③のうち 基金事業によるもの	0 台	0 台	5 9 5 台	0 台	0 台
⑤ 累積更新率	0. 0 %	0. 0 %	1 0 0. 0 %	1 0 2. 6 %	1 0 6. 4 %
⑥ 予備機整備台数	0 台	0 台	8 9 台	0 台	0 台
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0 台	0 台	8 9 台	0 台	0 台
⑧ 予備機整備率	0. 0 %	0. 0 %	1 5. 0 %	0. 0 %	0. 0 %

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 2 年度に全児童生徒へ整備した端末について、令和 8 年度に基金事業と町予算で 6 8 4 台を整備する。

なお、更新作業に当たっては、学習活動に影響しないよう段階的かつ効率的に行う。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：8 5 8 台（学習者用端末：7 3 8 台 指導者用端末：1 2 0 台）

○処分方法

- ・学校、教育委員会等での再利用：2 0 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者へ再資源化を委託：8 3 8 台

○端末のデータの消去方法

- ・処分事業者へ委託：8 3 8 台

○スケジュール

令和 9 年 4 月 新規購入端末の使用開始

令和 9 年上半期 処分事業者 選定

令和 9 年上半期 使用済端末の事業者への引き渡し